

## 日本肥満症治療学会会則

### 第1条 (名称)

本会は、「日本肥満症治療学会」とし、英語名は Japanese Society for Treatment of Obesity (JSTO) と称する。

### 第2条 (目的)

本会は、肥満症の治療を中心に、基礎的、臨床的に研究・討議し、科学的で適切な治療指針を出し、有効かつ安全な肥満治療の普及をはかり、合併症予防、健康回復に寄与する。

### 第3条 (部会)

1. 部会として、「肥満外科治療部会」を設けて、英語名は、Japanese Society for the Surgery of Obesity and Metabolic Disorders (JSSO) とする。
2. 本部会の運用に必要な事項は別に定める。
3. 必要時、新たな部会の設置を可能とする。

### 第4条 (事業)

1. 本会は、年1回以上の学術集会を開催する。  
また、一般市民への肥満症医療に関する啓発活動を行う。

### 第5条 (会員)

1. 会員は、本会の目的に賛同し、本会の所定の手続きにより、承認され、定められた会費を納めたものとする。
2. 会員は、次のものより構成される  
医師、栄養士、看護師、薬剤師、理学療法士、臨床心理士、ソーシャルワーカー等の医療者および賛助会員
3. 入会を希望するものは、会長に届け出で、理事会・評議委員会で承認を受ける。

### 第6条 (役員)

本会は、次の役員をおく

1. 理事長 1名、 副理事長 1-2名、 理事 20-30名
2. 評議員 約100名
3. 監査 2名
4. 顧問 数名

#### 第7条（役員）

1. 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。
2. 副理事長は理事長を補佐し、不在の時は業務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、理事長、および学術集会の当番世話人（会長）を選出し、会の運営に当たる。
4. 評議員は、本会活動の執行にあたる。
5. 監査は、本会運営（会計も含む）の監査業務を行う。

#### 第8条（学術集会）

学術集会は、当番世話人の責任において行う。

#### 第9条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金などをもってこれに当てる。

#### 第10条（会計）

1. 会計年度（改定）は4月1日より3月31日までとする。
2. 年会費は次のとおりとする。
  - (1) 医師 8,000円（改定）
  - (2) 医師以外の医療従事者 4,000円
  - (3) 賛助会員 50,000円（一口）

会計監査は、監査2名が行う。

#### 第11条（退会）

退会を希望するものは、その旨を会長にとどけなければならない。その場合、既納の会費は返付しない。

連続して、3年間会費を納入しないものは退会と見なす。

#### 第12条（運営）

規約委員、学術集会プログラム委員、雑誌編集委員を置く。委員の任命は、理事長が行う。

#### 第13条（事務局）

本会は事務局を、東京都文京区本郷三丁目3-11 株式会社コンパス内におく。

#### 第14条

本会則は、平成20年6月16日より開始する。

尚、第10条（会計）の会計年度と会費は、平成23年4月1日改定し、施行する。

以上